議員提出議案第５号

子ども手当から学校給食等義務教育に必要な費用を差し引くことについての意見書

このことについて、次のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び文部科学大臣に意見書を提出する。

平成２２年３月１９日

提出者　三朝町議会議員　山　田　道　治
賛成者　三朝町議会議員　福　田　茂　樹
賛成者　三朝町議会議員　藤　井　克　孝
賛成者　三朝町議会議員　清　水　成　眞
賛成者　三朝町議会議員　遠　藤　勝太郎

子ども手当から学校給食等義務教育に必要な費用を差し引くことについての意見書

平成２２年度一般会計予算案が衆議院で可決され、早ければ６月にも「子ども手当」が支給される見通しとなりました。

子ども手当は、「次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資すること」を目的に、子どもを養育するものすべてに対し、平成２２年度、中学校卒業までの子ども１人につき月額１万３千円を支給するものであります。

また、次年度以降は月額２万６千円を支給するとのことで、子どもが２人いれば１５年間に９３６万円、３人なら１，４０４万円となり、子育て家庭には大変ありがたい大きな支援となります。少子高齢化が進む中、子育て環境の整備により次代を担う子どもたちが希望を持って育ち、日本が活力ある国となるよう願ってやみません。

一方、必要となる経費は毎年約５兆６千億円が見込まれ、財源確保のための扶養控除・配偶者控除廃止等が示唆されており、子どものいない家庭には負担増となります。

この子ども手当は「次代を担う国民の育成のため」との善良な国民の理解と協力により支給される尊い手当であり、それだけに、保護者の遊興費等に浪費されることがないようきめ細やかな配慮をする責任が行政にはあります。

次世代育成の中核は、学校教育、とりわけ義務教育であり、憲法第２６条は、すべての子どもに教育を受ける権利を保障し、保護者に教育を受けさせる義務

を規定し、政府に対し義務教育を無償にすることを求めています。先進国においては、教科書のみならず給食費まで無償化している国も少なくないのが現状です。

学校給食は明治２２年、山形県鶴岡市の小学校で、貧しい子どもたちに米飯を提供したことが始まりとされ１００年以上の歴史があります。戦後、ＧＨＱ等の援助を受け全児童を対象とした公的な給食が始まり、昭和２９年学校給食法が制定されました。

食環境は豊かになったものの、偏食による健康障害、食の安全の問題、生活習慣病の増大等、正しい食教育の中心である学校給食の役割はますます重要になっています。本年度より、さらに食育を推進する観点から改正学校給食法が施行されました。

この程発表された文部科学省調査では、平成２０年度、国公私立全小学校の９９．２％(２１，９２３校)、同中学校の８５．８％(９，３０４校)が、学校給食を実施しています。もちろん、三朝町の中学校・小学校では、１００％であります。

学校給食法によると、学校給食は、①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くことを目標とし、その経費は、施設整備や運営に要するものは設置者が、その他の食材料費(学校給食費)は保護者が負担することとしています。

しかし、マスコミ等で報道されているとおり給食費の滞納が後を絶たず、給食の実施に支障をきたしているのみならず、子どもにとって楽しみなはずの給食が、未納の子どもにとっては苦痛となり、いじめ等の対象になっている現実もあります。

学校給食は、身体の栄養のみならず心の栄養を育むものであり、その充実は行政の責務、無償化は国民の悲願であります。納税者としても、子ども手当が支給されても給食費未納の家庭が減らなければ「親の遊興費に使われているのでは？」と疑問を抱かざるを得ません。

学校給食費は、前掲文部科学省調査では、年間概ね５万円であり、次年度の子ども手当から引くことは十分可能です。

食は命の根幹。子ども手当の支給事務を担当する市町村が、すべての子ども

の給食費を差し引き、すべての子どもたちが仲間とともに安心して給食を食べることができる環境を整備することは、「子どものための手当」の本旨に最もふさわしいと考えます。

加えて、保護者は納入の煩わしさから開放され、集金する学校側もその事務処理からも開放されます。以前、給食費の未納金を、校長が立て替えたという話しもありました。また、差し引かれることによって、子ども手当が確実に子どものために使われることが保障され、国民は納得して納税することができます。不服があるとすれば、子ども手当を他の目的に使おうとする一部の者だけであり、このようにほぼすべての国民に喜ばれる施策はめったにありません。

また、月額２万６千円支給されることになれば、学校給食費のほか、副教材費、実験実習費、修学旅行費、遠足費等、公立小学校でかかるすべての費用、平均５万６千円、同中学校の費用、平均１３万８千円を、差し引くことも可能になり、学校では集金する必要がなく名実ともに義務教育の完全無償化が実現される事となります。

「国の将来は国の教育にある」、「教育は１００年の大計である」ことを厳粛に受け止め、学校給食費等義務教育に必要な費用を、子ども手当から、各市町村で差し引くことができる環境を整えていただくよう早急に関係法令等整備されることを要望するものであります。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２２年３月１９日

鳥取県東伯郡三朝町議会